

平成26年度の年間の活動

1. 目標

- ①桂坂の景観まちづくりの理念やビジョンを明確にし、地域で共有すること
- ②建築協定不合意地についても景観まちづくりに協力してもらうこと
- ③地域住民に桂坂のまちの魅力を伝え、景観まちづくりに興味を持ってもらうこと
- ④桂坂の各地区の建築協定の運用をより確かにすること、各地区の建築協定の更新作業に必要なに応じ協力すること
- ⑤各地区において建築協定の不合意地への加入促進を図ること
- ⑥景観まちづくりに関する調査・研究・周知等

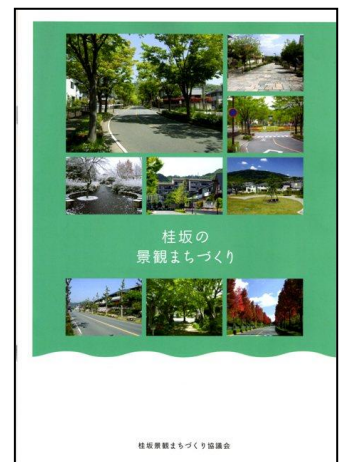
2. 主な活動内容・成果

1) 目標①、②

京都市の景観政策による「地域景観づくり協議会制度」の周知を行うとともに、制度を活用した景観づくりの取り組みを京都大学大学院工学研究科神吉ゼミの協力を得ながら図っています。

→ 地域景観づくり計画書「桂坂の景観まちづくり」が京都市より認定を受けたことにより、平成25年5月31日から、桂坂地区内で建築行為等を行う場合は、「桂坂景観まちづくり協議会」と各種法手続きの前に意見交換を行うことが義務づけられました。建築協定不合意地、建築協定区域外においても義務化されることで、地区全体の景観づくりに取り組むことが可能となりました。

地域の魅力を高めるという観点から、意見交換に取り組んでいます。



地域景観づくり計画書

地域景観づくり協議制度に基づく意見交換会

時 期		内 容
H 26 年	5月15日(月)	サンシティ西側元駐車場用地宅地開発協議(土谷ホーム)
	5月19日(月)	しらかば地区101区新築協議(ハウスアップ)
	6月3日(火)	あすなる地区アンテナ設置協議(ワイヤレスシティプランニング)
	6月19日(木)	E地区店舗出店協議(3回目)
	7月11日(金)	さつき西地区隣接30号地件新築協議(旭化成ホームズ)
		さつき北第2地区隣接新築協議(大和ハウス工業)
	8月6日(水)	ひいらぎ南宅地開発協議(1回目) 西村建築設計事務所、日和商事
	8月8日(金)	E地区店舗出店協議(4回目)
	8月29日(金)	E地区店舗出店協議(5回目)
9月4日(木)	さつき北第2地区隣接新築協議(古川建築工房)	

	9月25日(木)	さつき北第2地区隣接新築協議(アクセス都市設計)
	10月9日(木)	ひいらぎ南宅地開発協議(2回目) 西村建築設計事務所、上野建設、日和商事
	12月18日(木)	E地区店舗出店協議(6回目)
H 27 年	1月14日(水)	サンシティ桂坂団地大規模改修協議
	2月2日(月)	けやき西太陽光パネル設置協議
	3月5日(木)	もみのき地区太陽光パネル設置協議
	3月13日(金)	つばき西太陽光パネル設置協議

(地域景観づくり協議会制度の詳細)

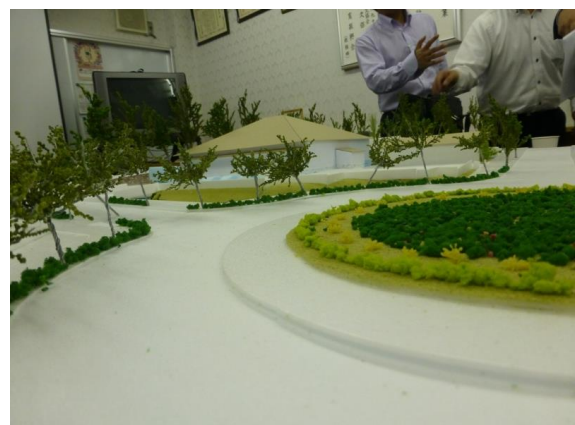
京都市 HP <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000167984.html>

→ 特に今年度は、桂坂の顔ともなる、建築協定が締結されていないセンターE地区において、商業施設建築の意見交換申出があり、過去のマンション建築計画反対運動の経緯などから、より丁寧な協議を行いました。(全6回)

周辺環境との調和・配慮を促すために、神吉ゼミに作成して頂いた模型なども活用しながら意見交換を進め、その結果、当初案と比べ一定の配慮を得た計画となったと認識しています。



コンビニエンスストア全景



意見交換に活躍した神吉ゼミ作成の模型

ドラッグストアとコンビニエンスストアの複合計画で、2月にコンビニエンスストアが先行してオープンしています。



周辺の緑地景観に配慮した外壁
シンプルな看板（照明）



一般的なコンビニエンスストア
(同会社)の外観

上記の取り組みを含め、景観まちづくり協議会の活動を「わがまち桂坂通信」として桂坂地区内の全戸に定期配布しています。

平成27年3月7日発行 第15号

わがまち桂坂通信

発行 桂坂景観まちづくり協議会 (京都府長認定地域景観づくり協議会)
http://kyoto-machisen.jp/chiki_hp/katsurazaka/kyoteikyogikai/index.html わがまち桂坂で検索

桂坂センターE地区の景観に関する協議について(報告)

桂坂景観まちづくり協議会では、桂坂センターE地区(ロータリー北東角地)におけるドラッグストアならびにコンビニエンスストア両店舗の出店計画に際して、その景観に関する事前協議を、昨年3月から、ティベロッターの京阪電停不連続、店舗事業者のユタカファーマシーならびにファミリーマートの両で行ってまいりました。これは京都府景観条例で定められた地景観づくり協議会制度に基づく、意見交換として行われたものです。

協議(意見交換)は6回にわたって行われ、昨年12月18日の第6回協議において、建物の外観や外構計画等について、ほぼ合意に至ることができましたので、報告いたします。

協議した内容は、① 店舗建物の外壁・屋根の色彩、② 敷地東側のフェンスの様式、③ 敷地北側の階段のデザイン、④ 建物外壁の表示文字装飾の簡潔化、⑤ サインボード(看板)の様式や大きさ、⑥ 緑地帯の植栽物の種類、などです。当初は、事業者と協議会双方の景観に対する認識が大きく食い違い、協議は難航しましたが、最終的には設計者に協力していただき、当初の主張や意見に歩み寄ってくださった計画となり、合意することができました。

去る2月27日にファミリーマート(西京桂坂)がオープンし、また、ドラッグユタカについては4月中旬にオープン予定とのことです。

今回このように、新規出店する店舗の建築計画に住民の意向を一定程度反映してもらったことは、協議会が地域景観づくり協議会として京都市の認定を受けたことで、桂坂地域における建築等の景観に影響のある工事を行う場合に、建築主や施工主に協議会との事前協議(意見交換)が義務付けられているためであり、協議会の前身である桂坂地区建築協会の存在から早く、景観の保全や発展への取り組みの一つの成果であるといえるでしょう。

桂坂景観まちづくり協議会ではこれからも、桂坂住民のみなさんの意向に沿いながら、桂坂のよりよい景観と住環境を自覚して活動を続けてまいります。

もみのき地区南側斜面の竹林破壊および残土投棄、放置の問題について

2013年1月にもみのき地区、さくら地区の住民へ「竹林取り替え工事のお知らせ」が配布され、同時にもみのき地区南側斜面(大枝塚塚原)の竹林の除去および工事残土と混ざった土砂の搬入工事が開始されました。当該土地は京都市により風致第一種地域に指定されており、この工事が違法行為であることは明らかでした。当該協議会メンバーの通報により、京都市が警察に入ったのですが、市は工事を中止させずとも、自家所有の農地造成」という名目の風致地区の取壊変更工事を許可し、結果的に違法行為を認めるような対応を取りました。

その後土砂搬入が続き、竹林は剥ぎ取られ、残土が斜面に土が吹き出しの無残な状態となってしまいました。当該協議会では、事業者とも話し合いを行い、京都市に対しては景観上および防災上の問題として、風致保全策を打ち出すよう求めました。

この間、工事期間が3回も延長され、市はその撤去延長を承認しています。

2014年9月には、事業者は「資金不足により工事を中止」との断りを出し、その後は悪臭や防犯面で連絡もつかないとのことで、現場は長らく放置されてまいりました。

現場では、土砂の崩壊が頻りにあり、排水管や下流の沈砂池への土砂堆積が問題となっているとともに、剥ぎ取られた緑の自然回復は望めない状態です。桂坂の住居地域から見える箇所での景観破壊は協議会として黙って見過ごすことはできません。

桂坂景観まちづくり協議会では、京都市がこの放置状態のように対応するのは、責任ある立場からの回答を求め、話し合いを申し入れているところです。

(桂坂景観づくり協議会 HP)

過去の通信、景観づくり計画書「桂坂の景観まちづくり(上記写真)」等も掲載しています。
http://kyoto-machisen.jp/chiki_hp/katsurazaka/kyoteikyogikai/index.html

ひいらぎ南地区の旧保育所用地について

2013年11月に、ひいらぎ南地区内の市有地であった保育所用地が競争入札により民間業者に売却されました。この売却行為自体が、多くの桂坂住民にとって疑問の残るものでした。

その後、2014年7月にこの用地を宅地分譲するための造成工事計画されていることと、当該協議会としてひいらぎ自治会とともに事業者と話し合いを持ち、住宅地としての景観や住環境が保たれるよう手立てを行ってまいりました。2014年10月に造成工事は開始されましたがほとんど中断され、その後この土地は売却されたとの情報があり、京都市から説明を聞くなどの調査を行い、現在まですでに2度の売却がなされていることがわかりました。

これにより、景観や住環境の保全を目的とした、京都市と権利業者との売買契約はその効力が失われています。これは当初から想定できたことであって、当該協議会としては、京都市の用地売却方針の中で条件整備が十分ではなく、また、そのための協議の不足が問題であったと考えています。桂坂景観まちづくり協議会としては、今後桂坂で同じような事例が起らないように、この保育所用地売却問題を再検証するための話し合いを京都市に求めています。

平成27年度・桂坂景観まちづくり協議会「公募委員」を募集します

桂坂景観まちづくり協議会規約の第5条(2)に規定する「公募委員」候補者を募集いたします。希望される方は、3月29日(日)までに、下記応募用紙に必要事項を記入し、FAXでお送りいただくか、またはメールにて下記応募用紙の各項目を記載の上ご送付ください。募集人数は5名程度とし、応募者多数の場合は抽選とさせていただきます。応募資格は、桂坂地区にお住まいの方、桂坂地区に土地や建物を所有しておられる方、または、桂坂地区で事業を営んでおられる方、桂坂景観まちづくり協議会の趣旨を理解され、地域景観づくり計画書「桂坂の景観まちづくり」に賛同していただける方です。尚、委員となられた場合には、総会への出席、景観まちづくり協議会への参加、建築主との景観協議への出席などの役目が生じます。また、委員への応募にあたっては、地区の自治会長、建築家や造園家、団体の管理組合の長、または、桂坂学区自治連合会所属の各種団体長からの推薦を要していただきます。

[桂坂景観まちづくり協議会事務局] FAX:075-320-3684 メール:kz.keikan@gmail.com

桂坂景観まちづくり協議会「公募委員」応募用紙

「桂坂景観まちづくり協議会」の平成27年度「公募委員」に応募します。

氏名			
住所			
電話番号	(自宅)		
	(携帯)		
メールアドレス			
応募資格(いづれかに○を)	桂坂在住	桂坂に土地・建物を所有	桂坂で事業運営
推薦を希望する団体			

※ 応募時点で、団体の長から推薦を得る必要はありません。ご自身が「推薦を希望する団体」の長に、当該協議会より、推薦の意向を確認させていただきます。「推薦を希望する団体」がつかない方は、当該協議会事務局へメールまたはFAXにてご確認ください。

2) 目標③

普段なかなかまちづくりに関心がない地域住民に、イベント等を通じ、まちの魅力や協議会の活動に関心を持ってもらうため、今年度より桂坂の地域資源を活用した「桂坂あそべるしぜん図鑑」作りに取り組んでいます。

活動の周知やスタッフの情報共有を図るため、フェイスブックの活用を開始しました。

→ HP <https://www.facebook.com/KatsurazakaNatureBook>

準備会やワーキンググループ等での検討を踏まえ、9月23日(祝)に「桂坂しぜんたんてい団キックオフ会」を開催し、活動をスタートしました。

コーディネーター：

京都大学大学院工学研究科神吉教授

講師：神戸国際大学都市環境・観光学科

白砂教授

後援：京都市景観・まちづくりセンター

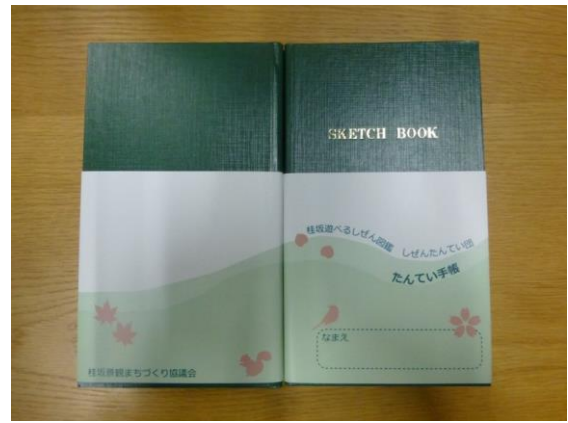


ワーキンググループの様子

「わがまち桂坂通信」等での周知(しぜんたいてい団隊員募集)



キックオフ会議の様子



たんてい手帳

3月25日(水)に、活動の一環として、著名な染色家である吉岡幸雄さんを講師に招き、桂坂の植物による「植物染め体験」を桂坂小学校にて実施しました。

活動結果は、図鑑の一部に「桂坂の植物で遊ぶ」として活用予定です。

桂坂景観まちづくり協議会(京都府京都市東山区桂坂) / 京都府京都市東山区桂坂まちづくりセンター
kizakibaki.kanemachizukuri.kyogaku

桂坂の恵まで染めよう!

染色家 吉岡幸雄さんとともに、桂坂の植物で染めよう!
植物染め体験のご案内

◎主催：桂坂景観まちづくり協議会 / 後援：公益財団法人 京都市景観まちづくりセンター

桂坂景観まちづくり協議会は、桂坂にお住いのみなさまとともに、桂坂の景観や自然環境の素晴らしさを再発見する取り組みを進めてきました。その一環として「桂坂あそべるしぜん回廊」を計画し、その発刊に向けて準備を進めています。

講師に、新聞やテレビなどでおなじみの、古代染め染色家・吉岡幸雄さんをお迎えします。みなさまのご参加をお待ちしています。

な今回は、万葉の昔から使われてきた植物を使って染色液を染出するため、安全を期して限られた人数で小学5年生以上の参加としました。植物染色は身の回りにあるほとんどの植物でも体験できます。次回はいっしょに子どもにも染められる草木染めも計画します。

「回廊」のページを飾る「桂坂の植物で遊ぶ」の一角として、桂坂の植物で染色を試みます。1枚の白い布がどんな色になるでしょうか？ワクワクします。

2015年3月25日(水)9:30~16:00
集合→材料探検→昼食→吉岡さんによるミニ講座→染色体験

吉岡幸雄氏
『染めよしおかしな色』著者
京都府京都市東山区桂坂
植物による染織、
正統和服の保存・修復や、
草木が染出すに染みある
華やかな染織など、日本
伝統色の再現に専ら取り組む。

場所：桂坂小学校
(集合は9時30分、クローバーホール)
*お車での来場はご遠慮ください

持ち物：エプロン、タオル、上靴

参加対象：桂坂在住の小学校5年生以上の方
(ただし、小学生は保護者同伴)
*安全のため小学生4年生以下のご参加は、付き添いでなくてもご遠慮願います。

定員：24名(先着順)

参加費：材料費 / (綿長編ストール1,000円、正方形編ストール600円、麻ハンカチ450円、綿ハンカチ200円)
*当日返上で、お支払いいただきます。

申込方法：「参加者全員の氏名」、「住所」、「電話・FAX番号」、「メールアドレス」を明記の上、下記までFAX又はメールでお申し込みください。(このチラシのうら面がFAX用の申込用紙になっています)

申込先：桂坂景観まちづくり協議会事務局
(FAX)075-320-2684
(メール)kizakibaki@gmail.com

申込期限：3/5(木)正午~3/18(水)正午

染色のお手伝い(ボランティア)募集
お手伝いをご希望される方は、上記の申込申し込み用紙FAXまたはメールでお手伝いご希望の種、ご連絡ください。
当日、午前中の準備から、午後の染色作業まで一掃にお手伝いいただける方(男女問いません)を募集しています。これらのイベントにも加わっていただけただけなら尚ほ嬉しいと考えております。また、ご希望があれば今回の染色体験のあと、日を変えて共同工場の「草木染め」に参加することもできます。

3) 目標④、⑤

各地区の建築協定運営委員は、自治会の役員のあて職が多いため、京都市役所から講師を招き、建築協定の基礎知識や、届出への対応など、実務に役立つ研修と合わせ、景観に関する基礎研修を昨年度に引き続き行いました。

参加者：各地区建築協定運営委員を中心に36人

◎講義：建築協定に関する基礎知識の説明

講師：京都市都市計画局建築指導部建築指導課職員

◎講義：京都市の景観と地域景観づくり

講師：京都市都市計画局建築指導部景観政策課職員

→ 初めて建築協定運営委員を担当する各地区自治会役員にとって、実務に関する基礎知識を学習できる機会となっています。

(桂坂景観づくり協議会 HP)

各地区の建築協定、届出書等をホームページでも周知、ダウンロードも可能。

http://kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/katsurazaka/kyoteikyogikai/iinkai.html

地区ごとに20年の建築協定更新時期を迎えたところから、更新に取り組みました。景観まちづくり協議会は要請があれば、サポート作業を行いました。

また、各地区へ転入者等があれば、建築協定の周知を行うとともに、建築協定不合意地であれば、加入の働きかけを行いました。

→ 桂坂ひいらぎ南地区において、建築協定加入届の提出(26.05.27)

桂坂にれのき北地区において、建築協定加入届の提出(26.09.25)

桂坂もみのき第1地区において、期間満了により建築協定を更新(26.12.04)

桂坂さくら第1地区において、期間満了により建築協定を更新(27.01.19)

桂坂かえで地区において、建築協定加入届の提出(27.01.23)

桂坂センター地区において、期間満了により建築協定を更新手続き中

(京都市 HP)

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000021235.html>

4) 目標⑥

平成26年6月20日、すまいのまちなみネットワーク総会に出席し(2名)、神吉教授とともに事例発表を行うとともに、他の団体との交流を行いました。

平成26年6月7日、京都市建築協定連絡協議会総会、平成26年10月19日、京都市建築協定連絡協議会他都市研修会へ、協議会から役員が参画、他団体・都市の事例調査・研究を行いました。

(京都市建築協定連絡協議会 HP)

http://www.kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/kenchikukyoutei_HP/index.html



当日の様子

平成26年度より、京都市内の7つの地域景観づくり協議会による連絡会議を開始、他団体と情報・意見交換を行いました。

桂坂学区自治連合会「広報桂坂」への寄稿

(桂坂学区自治連合会 HP)

http://kyoto-machisen.jp/chiiiki_hp/katsurazaka/kohoshi.html

他都市からの視察や大学(ゼミ・学生等)のヒアリングを積極的に受け入れました。

調査検討経費の使途

- 会議費
 - お茶代
 - エアコン代等
- 消耗品費
 - コピー代
 - 印鑑等
 - その他
- 調査研究費
 - 印刷代
 - アドバイザー謝礼
 - 交通費
 - 会議出席他地区視察
 - その他
- 広報啓発活動費
 - 印刷代
 - 啓発看板張替費用
- イベント費
 - 講演料等
 - 植物染め講習会
 - まち歩きイベント費用
 - 研修会実地費用
- その他

近い将来取り組まなければならない課題

- 「地域景観づくり計画書」及びそれに基づく京都市市街地景観整備条例による意見交換の住民、事業者等への更なる周知
- 上記意見交換に際しての、スムーズな進行方法の確立や対応スタッフの確保
- 桂坂の景観まちづくりについての更なる研究・実践、住民への啓発
- 高齢化の進行、空き家・空き地等への対応方策の検討
- 桂坂の財産であるみどりの啓発及び維持管理についての検討
- 桂坂ブランドの構築に向け、「エリアマネジメント」「BID制度」等の研究
- 建築協定、京都市地区計画及び景観計画等、各種ルールの連携、整合
- 京都市景観計画における「山ろく型建造物修景地区」の規定内容と、従来からの桂坂地区での建築協定の不整合部分が見られるが、今後、当協議会でとりまとめた地域景観づくり計画書等も参考にしながら、整合性の検討
- 上記課題の解決等へ向け、スタッフの増加、京都市との連携協力強化
- 上記活動内容を充実させるための活動資金の確保